

写

令和5年第10回総会

会議録

期 日 令和5年9月28日  
場 所 枕崎市妙見センター

枕崎市農業委員会

# 令和5年第10回枕崎市農業委員会総会

## 会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1日 令和5年9月28日（木）

### 2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	48	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	49	農地法第3条許可申請について
4	50	農地法第4条許可申請について
5	51	農用地利用集積計画の調整について

### 3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
9月28日	午前9時	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第1号
		5. 議案上程 日程第2号～日程第5号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	委員・推進委員別
会長	1番	天達範隆	農業委員
	2番	今給黎龍浪	農業委員
	3番	水野正子	農業委員
	4番	篠原正	農業委員
	5番	畑野真人	農業委員
	6番	園田和寛	農業委員
	7番	原田克子	農業委員
	8番	眞茅文男	農業委員
	9番	白澤千恵子	農業委員
会長代理	10番	俵積田広昭	農業委員
	11番	中原敬彦	農地利用最適化推進委員
	12番	俵積田正康	農地利用最適化推進委員
	13番	有村貞雄	農地利用最適化推進委員
	14番	白澤敦行	農地利用最適化推進委員

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長 永江靖博  
農地係長 前原光博  
農地係参事補 新屋敷嘉一

午前 9 時 00 分 開会

議長 令和5年第10回農業委員会総会を本日招集しましたところ、出席委員14名で定足数に達しておりますので、ただいまから開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりですので、ご了承願います。

ここで、本総会の会議録署名委員を指名いたします。8番眞茅委員、9番白澤委員をお願いいたします。

日程第1号会期についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日限りとしてはと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを議題といたします。

議案内容について、事務局に説明をお願いいたします。

事務局 日程第2号議案第48号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について説明いたします。1ページをご覧ください。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号42号の合意解約は、利用権設定を受ける者〇〇〇〇さん外2名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外2名で解約面積は畑が8筆11,468㎡、合計8筆11,468㎡です。

以上農地法第18条第6項の規定により申し出がありましたので審議をお願いいたします。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第2号農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号42号から44号については、説明のとおり同意することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第48号は、同意することに決定いたしました。

次に、日程第3号農地法第3条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は5件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号27号の申請地は、

茅野町〇〇番、畑、890㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、介護士、61歳、始良市にお住まいです。  
譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、73歳、茅野町にお住まいです。  
譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。  
申請地については4ページに掲載してあります。

申請地は緑幸園より南東側〇〇mに位置します。

整理番号28号の申請地は、

桜山東町〇〇番〇，畑，125 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、52歳、桜山東町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、83歳、桜山東町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということでもあります。

申請地については6ページに掲載してあります。

申請地は山崎解体より北西側〇〇mに位置します。

整理番号29号の申請地は、

別府字名辻迫〇〇番，畑，1158 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、79歳、神奈川県にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、82歳、瀬戸町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については8ページに掲載してあります。

申請地は JA 南さつま別府出張所購買農業機械センターより北東側〇〇mに位置します。

整理番号30号の申請地は、

道野町〇〇番〇，畑，498 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、農業、73歳、道野町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農業、57歳、道野町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については11ページに掲載してあります。

申請地は道野公民館より西側〇〇mに位置します。

整理番号31号の申請地は、

道野町〇〇番，畑，62 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番，畑，212 m<sup>2</sup>

道野町〇〇番，畑，425 m<sup>2</sup>

合計 699 m<sup>2</sup>です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん，です。

譲受人は、〇〇〇〇さん，です。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の規模拡大ということでもあります。

申請地については11ページに掲載してあります。

申請地道野町〇〇番は道野公民館より南西側〇〇m

道野町〇〇番は道野公民館より南南西側〇〇m

道野町〇〇番は道野公民館より南西側〇〇mに位置します。

整理番号27～31号においては、いづれも、調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当せず、また、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないことから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上、説明を終わります。

議長 次に、調査員から、現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。

整理番号27号について、篠原委員をお願いします。

4番（篠原委員）整理番号27号について報告いたします。

8月24日に譲受人、〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は、10年位前から茶畑として利用されています。

譲受人は茅野町に居住し、茶工場を経営、譲渡人は始良市加治木町の介護士、〇〇〇〇さんです。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地は、茶畑に囲まれた土地です。東側、南側、北側は道を挟んで茶畑、西側は市道となっています。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号28号について、原田委員をお願いします。

7番（原田委員）整理番号28号について報告いたします。

9月16日に譲受人の立ち会いのもと現地確認を行いました。

現地は、10年位前から果樹園として利用されています。

譲受人は、山口集落に居住して農業に従事しています。譲渡人は、山口集落に居住する兼業農業です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地の東側、北側は果樹園、西側、南側は山林となっています。

取得後は、隣接する果樹園の持ち主である譲受人の娘さんと果樹園として営農を行う計画で、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 整理番号29号について、俵積田広昭委員をお願いします。

10番（俵積田広昭委員）整理番号29号について報告いたします。

9月9日に譲受人、立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は瀬戸集落に居住する農家です。

お茶栽培に従事して、親子で農業に営んでおります。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地別府字名辻迫〇〇番は、畑かん地区内です、東側は道、西側は甘藷畑、南側と北側は茶畑です。申請地は茶畑になっております。

権利取得後も、これまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

議長 整理番号30号及び31号について、有村委員お願いします。

13番（有村委員）整理番号30・31号は関連がありますので、一括して説明します。

整理番号30号については、9月9日に譲受人〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は道野集落に居住する兼業農業です。会社に勤めながら、休日を利用しての畑仕事という事です。

譲渡人は専業茶農家です。

譲渡人の宅地回りの畑をお互いに利便性をよくするため、交換する形で話がまとまったという事です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地道野町〇〇番〇の東西南北は畑です。

権利取得後は、甘藷作りに使用されるとの事です。

整理番号31号については、9月8日に譲受人〇〇〇〇さんの立ち会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は息子、夫婦共々、専業茶農家です。

自宅敷地内に茶工場があるため、回りの畑を菜園畑として、17年位前に借り受けていたとの事です。

譲渡人は近所で、兼業農家です。

以前から土地の売り買い話はあったそうですが、今回、土地の交換で話がついたとの事です。

位置関係は事務局のとおりです。

申請地道野町〇〇番は、東側と北側は畑、西側は墓地、南側は墓地への取り付け道路となっています。

申請地道野町〇〇番は、東側と北側は譲受人の宅地、西側は畑、南側は公民館広場となっています。

申請地道野町〇〇番は、東側は譲受人の宅地、西側、南側、北側は畑となっています。

権利取得後は、菜園畑として使用されるとの事です。

整理番号30・31号ともに本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま。

以上報告を終わります。

ただいまの報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

5番（畑野委員）整理番号28号ですけど、地籍を見れば道路に面していないんですけど、ここは袋路になるわけですがどこから入るんですかね。

それともう一件、同じく30号、この〇〇〇〇さんの新しく取得する〇〇番〇に行くにはこれまた道路がないんですが、これについてお願いします。

7番（原田委員）28号のここはですね、その西側も全部〇〇さんの娘さんが果樹園として作っていて、道路から入れるかたちになっています。

議長 隣近所が〇〇〇〇さんになってますが、〇〇〇〇さんがこの〇〇〇〇さんの娘さん。

だからこの娘さんが主体にこの今回の土地も耕作するというで、いろいろ相続の関係でこうせざるを得なかったという経緯もあります。

ゆくゆくは〇〇〇〇さんの名義に変わるんじゃないかと思います。だから入口は〇〇〇〇さんの畑からそのまま。

13番（有村委員）30号は今現在ここの畑は昔からの畑で、袋小路になってるんですが、墓地から〇〇さんちに通って行く道路は必然的に広がってしまいました。1m80から2mの墓参道路として今現在は活用されてるみたいです。

機械類は下側に〇〇〇〇さんの畑があるんですが、保全管理された畑でございまして、こっからトラクターなんかは出入りをしてました。

中の畑は6筆あるんですが、間口が狭いもんですから、ここを管理されてきた人が一枚畑として使用されて、出入りは北側の〇〇さんの畑から出入りをしてます。

5番（畑野委員）〇〇さんの畑〇〇番から入ってきて、〇〇番〇を通過ってことですか。

13番（有村委員）ここに6筆あるんですけども、中の方に。〇〇さんちの分とあるんですが、ここは今現在一枚畑として耕作されています。今現在は。

5番（畑野委員）何番と何番が。

13番（有村委員）下の方から〇〇番〇、隣の〇〇、その隣の〇〇、〇〇、そして今〇〇さんとこの畑だった〇〇番〇、そしてその隣の〇〇が一枚畑として以前の方は耕作されてました。

5番（畑野委員）〇〇番〇のこの〇〇さんの畑のここにトラクターを置いてあるの。

13番（有村委員）そこは行けます。こっちの墓地の方から1m80から2mの土手に現在なっていて、ここからも出入りができます。

5番（畑野委員）〇〇の〇〇さんけ、この人は何か作ってるんですか。

13番（有村委員）〇〇。これは、僕らが全然知らないおじさんで、今は〇〇さんの土地、もう亡くなったんでその後が誰がみてるのかよく分かんないんですけど、ここも畑は小作人がいまして、ここは鍬でずっとやっています、この2枚畑は鍬で耕しています。

5番（畑野委員）お墓の隣を通過して行ってるわけですか。

13番（有村委員）今現在のトラックだったら通れるんですけど、安全性を考えて下側の〇〇からトラクターは出入りをしております。



〇〇は保全管理された畑。草払いできれいに。

5 番（畑野委員）畑の中を通して。

1 3 番（有村委員）で、この 6 枚の畑になってるんで今現在は。ここに下側の方から入っていく。

5 番（畑野委員）〇〇番〇を分けるということ。

1 3 番（有村委員）これが〇〇さんが今度換地でもらう分なんですけど、トラクターはこっちの上の方からいけますよということでした。ただ、これから先地割りをするのか、6 枚畑になってるんですが今現在。それをあれを出して、彼がここを借り受けてするのかはわかりませんが、一応甘しょを作るということでした。

この畑の周りはほとんど耕作されてなくて、加世田の人が一枚畑として使わさして下さいということで、この今現在は 6 筆が 1 枚の畑として耕運されています。作付は 2 年、3 年位前から作付はされてませんが、保全管理、トラクターで管理はされています。

議長 〇〇〇〇さんは〇〇さんの弟さんだよな。弟さんの許可をもらってこの北側から出入りするということ。

1 3 番（有村委員）今現在が耕作された方がずっと〇〇さんそこから出入りをされてましたから。

5 番（畑野委員）〇〇〇〇さんになにか確約かなにか聞いたことないんですか。〇〇〇〇さんのところを通るんだったら。

1 3 番（有村委員）そこら辺はまだ聞いてなかったですけども、前の耕作者が通らしてくれということで話がついてるということで長く作ってたんで、確認はしています。

事務局 この土地につきましては私も確認してるんですけども、墓地の東側、ちょっとかぎ型になった道路があるかと思います。接続したところで切れたように図面なってますけど、ここから現況では上の方にずっと〇〇番まで続く道路になっています。で、その土地今回取得する〇〇〇〇さんの土地ですので、そこに接続できることで、まあ間にこの〇〇、〇〇〇〇さんという方があるということですけど、今調査員の方からは管理人がいらっしゃるということでしたが、もう見た感じ公民館が墓地と一緒に管理してるような土地に見えたもんですから、いま調査員から所有者がいると説明があった時点でちょっと私の方もあれだったんですけど、実質はこの〇〇の中に現況、通路がありまして、〇〇の中にも北側につながる通路ができているということです。

5 番（畑野委員）〇〇の結局東側に

1 3 番（有村委員）ほぼ 2m くらいの墓参道路、僕らがみた時は墓参道路というかんじでえーというかんじで 2m くらいの道路がついてます。

5 番（畑野委員）〇〇だけ道路がついてるわけ。〇〇も。

1 3 番（有村委員）そうです。この周りはずっと北側に〇〇がありますよね、ここまで 2m くらいの道路がずっとつながってます。

段々段々土手が墓参の道が段々広がっていったようなかんじに見受けられるんですけど、うちはもう墓地の近くでそっちの方がよく分かってなかったんですけど。

5番（畑野委員）私道になってれば作ってないの、〇〇さんの。

13番（有村委員）うん、だからこの北側に〇〇さんの土地があるんだけど、ここは耕作してないということは、ここは神様の土地だということで、道野はそういうのがあって、だからここは保全管理されて、広場じゃないんだけど、畑ということです。

議長 皆さん現況はだいたいわかりましたでしょうか。

今北からと南からと多分道があったと思うんですが、メインは有村さんどっち。北やろか南やろか。

13番（有村委員）今トラクターが段々大きくなってきた関係で、墓地からの道路は若干危ない、土手があるんで、北側のこれが一番。

議長 そしたらいろいろ意見が出ましたけど、〇〇さんのところと確約書を交換するということで相談してもらいますか。

13番（有村委員）はい。

議長 そういうことでよろしいですか。〇〇さんから確約書をもらうということで通行許可はですね。

そういう方向で検討させていただきます。

ほかにありませんか。

8番（眞茅委員）整理番号27号なんですけども、譲受人は今年のはじめごろから二番茶で廃業するとそう言ってたんですけど、しょうなしにして誰も耕作する人がなくて、三番茶まで採りました。

まあそこら辺は聞いてはいないですか。

4番（篠原委員）いや、そこまでの話は聞いてない。そんな話は出なかったよなあ。

議長 茶工場ももう閉鎖するということですか。

8番（眞茅委員）茶工場は辞めると言ったもんだから。

議長 そういうことでよろしいですか。

ほかにありませんか。

（質疑なしと呼ぶものあり）

ないようですので、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第3号農地法第3条許可申請の整理番号27号から31号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

異議なしと認めます。

よって、議案第49号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第4号農地法第4条許可申請についてを議題といたします。

まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は1件です。  
整理番号2号の申請地は寿町〇〇番, 畑, 194 m<sup>2</sup>です。  
申請人は〇〇〇〇さんです。  
転用目的は駐車場です。  
申請事由は, 「駐車場として利用する。」とのことです。  
申請地は, 14 ページに掲載してあります。  
しまむらから東側 33mに位置しています。  
農地の区分は都市計画用途指定地域から 500m以内に位置する小集団の農地で「市街地近接農地」に該当し, 第2種農地と判断します。  
転用目的は駐車場で, 農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。  
計画面積は 194 m<sup>2</sup>で問題ないものと思われます。  
なお, 本件申請地は農地パトロールにて, 無断転用が確認されました。農地法の許可を得ず, 令和5年6月に工事着工し, 同年6月に工事完了ですが, 当農業委員会の指導により, 追認許可を得ようとするものです。「農地法のことを知らずに, 手続きをせず, 工事をしたことを深く反省し, 今後は, こうした事のないよう努める」との始末書が添付されております。

以上で説明を終わります。

議長 次に, 調査員から, 現地調査の結果報告並びに補足説明をお願いします。  
整理番号2号について, 畑野委員をお願いします。

5番 (畑野委員) 整理番号2号について報告をします。

9月15日, 申請人の夫である〇〇〇〇さん立ち合いのもと, 園田農業委員, 有村推進委員, 事務局の〇〇さんと現地調査をしました。

申請地は事務局の説明の通りです。

転用目的は, 駐車場です。

申請地の東側は市道, 西側, 南側は, 北側は宅地です。

特に契約車両はなく, 娘さんが習い事の為に, 駐車場として利用するとの事でした。また, 隣接する〇〇さんにも利用して頂くようになっているとの事でした。

申請地は面積も狭く, 宅地としての有効活用が難しかったので, 草が生えないように, 鉄鋼スラグにより, 駐車場敷地としたという事です。雨水については自然流下で東側側溝に流します。事前着工したことについて, 農地法の許可が必要だという事を知らずに, 無断転用したという事で, 始末書も提出されております。

周辺は住宅地で, 特に被害が及ぶ恐れはないと思われ, やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上で報告を終わります。

議長 ただいまの報告並びに関係議題に対し, 質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので, これをもって, 質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第4号農地法第4条許可申請の整理番号2号については、申請のとおり許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第50号は、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第5号農用地利用集積計画の調整についてを議題といたします。議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 日程第5号議案第51号農用地利用集積計画の調整について説明いたします。

1の利用権設定関係ですが、15～16ページをご覧ください。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりです。

整理番号119号から135号まで利用権設定を受ける者江口秀樹外15名、利用権設定をする者〇〇〇〇さん外22名で、設定面積は田が3筆1,136㎡、畑が22筆19,963㎡、樹園地が42筆35,261㎡合計67筆で56,360㎡です。

次に3の所有権移転関係が1件です。17ページをご覧ください。

整理番号3号、譲渡人は国見町にお住いの〇〇〇〇さん、譲受人は国見町にお住まいの〇〇〇〇さんです。経営規模拡大に伴う売買による所有権移転で、売買価格は1a当たり4万8千円で移転する土地は1筆で面積は415㎡です。

以上の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。これで説明を終わります。

議長 ただいまの説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質疑なしと呼ぶものあり)

ないようですので、これをもって、質疑・意見を終結いたします。

お諮りいたします。

日程第5号農用地利用集積計画の調整の、利用権設定の整理番号119号から135号までについて、並びに所有権移転の整理番号3号については原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

異議なしと認めます。

よって、議案第51号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。なお、議案第51号の決定した案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるよう要請してまいります。

以上をもちまして、本総会の議事の全ての審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 4 5 分 開会

枕崎市農業委員会 会長 天達 範隆

---

会議録署名委員 眞茅 文男

---

会議録署名委員 白澤 千恵子

---